

That's きつとす 平成 30 年 6 月

## 炭取引と飯能「町」の大店

江戸時代後期の文政 5 (1822) 年に書かれた「炭問屋仲間議定書」は、炭取引を行っている問屋たちの間での取り決めに記したものです。文政 5 年といえば、江戸幕府 11 代将軍家斉の時代で、4 月にイギリス船が浦賀に到来するなど、日本近海に異国船が多く現れていた時期になります。飯能の町で「炭問屋仲間」に所属していない商人たちが炭の取引を行った場合や、新河岸川を使って船で江戸に炭を運んでいた川越の河岸問屋や、飯能から河岸場へ運送する馬方の不正などに対する対処などが取り決められています。

この取り決めに参加した商人たちを見てみると、飯能村(大通りの北側)では、名主堀屋又右衛門のほか、秩父屋伊兵衛、板屋半兵衛、久下分村(大通りの南側)では名主を務めた酒屋八左衛門、金子忠五郎など飯能の町を代表する大店が名を連ねています。まさに飯能の商人たちのオールスターキャストの登場、といった感があります。

飯能の町は、享保の頃より入間川上流の村々から江戸へ送られる石灰や炭を取り扱う問屋が成立してその集荷機能を高め、発展していきます。ここに連印した 15 軒の商人はその中心を担う存在であったと考えられます。江戸後期から幕末期に大店といわれた商人たちの多くがこの中に含まれているということは、炭が飯能の市における重要な取引品目であったことを示しています(尾崎)。



「炭問屋仲間」の商人たち